

## 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

令和2年12月31日現在

令和2年10月1日～令和2年12月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

&lt;取引・契約関係:17件&gt;

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月6日	電子決済サービスのセキュリティ強化を求めます	主婦連合会 会長 有田 芳子	NTTドコモの電子決済サービス「ドコモ口座」を通じて銀行の預金が不正に引き出された問題は、ドコモ口座だけではなく、他の電子決済サービスにも新たな被害が判明するなど被害が拡大しているため、以下の3点を要望する。 1.電子決済サービスにおけるセキュリティの強化を義務化してください 2.被害の全容公表と被害回復を 3.便乗被害の防止をしてください
10月23日	インターネット通信販売による定期購入契約等に関する規制強化を求める意見書	関東弁護士会連合会 理事長 伊藤 茂昭	国は、特定商取引法及びその政省令において、以下の改正を行うべきである。 1 適正な表示をする義務 定期購入契約のインターネット広告において、「お試し」「初回〇円」等の定期購入契約と矛盾しかねない文言を用いた表示の禁止。 同広告及び申し込みの最終確認画面における初回と2回目以降の契約内容の分離表示の禁止、契約内容の一体的表示の義務づけ。 2 解約手段の確保 通信販売業者が解約・返品特約を定める場合、契約申込時と同様の方法による解約申出方法を認めることの義務付け。 通信販売業者側の体制不備により解約申出が到達できない場合、解約申出行為から相当な時期に到達したものとみなすこと。 3 画面保存義務 通信販売事業者に対する、インターネット広告画面(同業者が委託した者による広告含む。)及び申込画面の一定期間の保存の義務付け。 購入者から当該画面の開示請求があった場合の開示の義務付け。 4 適格消費者団体への差止権付与 適格消費者団体の差止請求の対象に、誇大広告表示義務違反行為及び指示対象行為を含めること。 差止請求権行使の要件である「誤認させるような表示をする行為を…行うおそれがあるとき」に、違反行為を中止しても再開するおそれが含まれることを明記すること。
10月23日	連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	国は、連鎖販売取引における若年者等の被害を防止するため、特定商取引法について、以下のとおり改正を行うべきである。 ①22歳以下の者との間の連鎖販売取引の禁止と民事効 22歳以下の者との間で連鎖販売取引を行うことを禁止すべきである。また、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、連鎖販売加入者のうち、20歳(2022年4月1日に予定されている成年年齢引下げ後は18歳)から22歳までの若年者については、当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。 ②利益收受型物品・役務の取引等に関する連鎖販売取引の禁止と民事効 金融商品まがいの取引、商品預託取引、投資用DVD・ソフト、仮想通貨投資等の利益收受型物品又は役務の取引に関する連鎖販売取引を行うことを禁止すべきである。また、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。 ③借入金又はクレジット等による連鎖販売取引の勧誘の禁止と民事効 特定負担の支払方法につき借入金、クレジット等の与信(返済までの期間が2か月を超えない場合を含む。)を利用する連鎖販売取引の勧誘を行うことを禁止すべきである。また、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象にするとともに、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。 ④適格消費者団体の差止請求権の拡充 前記①から③までにおいて提案する取消権の対象となる各違反行為を、特定商取引法第58条の21に定める適格消費者団体の差止請求権の対象に追加すべきである。また、当該違反行為が一旦中止された場合であっても、再開されるおそれが認められるときは、差止請求が可能であることを明示すべきである。
11月4日	Do-Not-Knock制度の早期実現を求める意見書 Do-Not-Call制度の早期実現を求める意見書	兵庫県弁護士会 会長 友廣 隆宣	「Do-Not-Knock制度の早期実現を求める意見書」 特定商取引に関する法律を次のように改正することを求める。 1. 同法第3条の2に、第3項として「国又は地方公共団体の発行する勧誘お断りステッカーをその住居に掲示した者は、当該住居において訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したものとみなす。」を追加すること。 2. 同法第3条の2第2項の実効性の確保のため、その違反については、現行の指示(同法第7条)及び業務停止命令(同法第8条)の行政規制の対象とするだけでなく、適格消費者団体による差止請求訴訟の対象とし、さらに違反事業者に対しては課徴金を科すことができるようにすること。 3. 公正で合理的な競争の促進の観点から、上記の規制は、事業者団体に加入しその制定する自主規制ルールに従っている場合には及ばないものとする適用除外規定を設けること。  「Do-Not-Call制度の早期実現を求める意見書」 電話勧誘販売において、電話による勧誘行為を拒否する意思を有する消費者があらかじめ電話番号を登録することができるものとし、事業者による当該登録者への勧誘を禁じる電話勧誘拒否登録制度(DO-Not-Call制度)を、特定商取引に関する法律の改正によって速やかに導入することを求める。
11月9日	「デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備に関する検討会」での論点整理に関する意見	公益社団法人 全国消費者生活相談員協会 理事長 増田 悦子	「デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備に関する検討会」の論点整理について、意見を申し述べる。以下の意見を踏まえ、速やかに法整備することを求める。 1 デジタルプラットフォームによる販売店の調査義務の徹底 2 デジタルプラットフォームによる被害の未然防止 (1) 違法な製品やサービス、事故のおそれのある商品やサービスの取引停止措置 (2) 緊急時における生活必需品の安定的な流通の確保 (3) 消費者を誤認させる虚偽・誇大な広告表示の排除 (4) 消費者の信頼を損なうレビューの監視 (5) ターゲティング広告の仕組みと解除の方法のわかりやすい周知、同広告の審査、消費者が同広告で誘導等されることなく自由な選択ができる環境の整備 (6) 利用規約等の周知、各種機能(エスクロー決済等の安全な決済システム、苦情の申し出方法、実質的で利用しやすい補償制度等)の整備 (7) SNSへの規制(広告の審査基準の厳格な運用、表示されている広告の監視、苦情が入った時の調査等) 3 デジタルプラットフォームが紛争を円滑に解決し被害を回復する、またはその協力をすることの法整備 4 悪質な販売店へ迅速に厳格な法執行をするための、デジタルプラットフォーム事業者による、販売店の本人確認、特商法上の表示義務事項の確認の義務付け 5 消費者教育・啓発

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月11日	「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の論点整理についての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の論点整理の公表を受け、以下の意見を申し述べる。 1. デジタル・プラットフォームに悪質な出店者・出品者が存在しないよう、本人確認をより厳格に行うための、法整備を求める。 2. デジタル・プラットフォーム企業が取引における仕組みやルール、安全・安心を確保するための取り組みを消費者にわかりやすく開示するための、法整備を求める。 3. デジタル・プラットフォームを通じて把握されるパーソナルデータについて、消費者が自ら活用される対象や範囲を把握し、意に反して他者に利用されないことがないよう、取り扱いに関するルール作りを求める。 4. デジタル・プラットフォームにおいて消費者被害が発生した際、円滑に解決し被害を回復するための法整備を求める。 5. 社会のデジタル化に取り残される消費者がでないよう、インターネット全般へのリテラシーを高める消費者教育を強化するとともに、消費者団体等が制度の整備・検討に参画できる仕組みの構築を求める。
11月11日	消費者が安全かつ安心してデジタル市場を利用するためのルール整備を求めます！	全国消費者行政ウォッチネネット	デジタル・プラットフォームに関し、最低限、以下のようなルール整備を求める。 1 消費者の生命・身体・安全確保のためのルール整備 (1) 消費者の生命・身体・安全を損なう恐れのある商品・サービスの譲渡のチェックの義務づけ (2) 危険商品・違法商品の販売等を行っている事業者が確認された場合の取引停止措置や商品回収への協力の義務づけ 2 自主的かつ合理的な選択の機会を確保するための表示ルールの整備 (1) 取引主体の表示の義務づけ (2) 消費者レビューの不正記載への規制 (3) ターゲティング広告・表示、プロファイリング等の仕組みについての表示義務等 (4) 利用規約の表示 3 悪質業者を排除するためのルール整備 (1) デジタル・プラットフォーム事業者による苦情受付等と調査・措置義務 (2) デジタル・プラットフォーム事業者による本人確認義務等 4 紛争発生時に消費者が迅速・適切に救済されるためのルール整備 (1) 自己のプラットフォーム上でトラブルが発生した場合における適切な紛争解決への協力 (2) 加害者への責任追及が困難な一定の場合には、デジタル・プラットフォーム事業者が損害賠償金を立て替えて支払う法的制度の整備 5 法執行の実効性確保のためのルール整備 6 デジタル・デバインドへの対応
11月27日	特定商取引法及び預託法の改正についての意見 ～食品被害防止へ実効性のある改正を～	食の安全・監視市民委員会 食の安全・市民ホットライン 代表 神山 美智子	特定商取引法及び預託法の改正案について、以下の点を盛り込むことを強く要望する。 1 通信販売全体に「クーリング・オフ」を導入すること 2 「取引」の違法性審査の際に「安全」「表示」面からの一元的連携を確保することを運用基準として明確にすること 3 特定商取引法の「指示」処分規定に返金措置など、救済制度の記載を明記すること 4 過量販売の定義を明確にし、消費者権利と利益を擁護する視点で改正すること 5 越境消費者トラブル防止に向けた国際化対応がとれる法制度へと改善すること 6 特定継続的役務を指定して規制する指定制度の廃止を明記すること
12月3日	「電話による勧誘の適正化に関する法律(略称:電話勧誘適正化法)」の制定を求める意見書	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 事務局 弁護士 吉田 実	意見の趣旨は以下の2点である。 1 取引を目的とした電話による勧誘について、事前に消費者が勧誘を許諾した場合のみ勧誘ができるものとする。少なくとも消費者が事前に勧誘を拒絶できる制度を導入し、拒絶意思が表明された消費者への電話による勧誘を禁止すること。 2 上記制度のために「電話による勧誘の適正化に関する法律(略称:電話勧誘適正化法)」を制定すること。
12月4日	特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書に対する意見【参考送付】	適格消費者団体 京都消費者契約ネットワークを含む適格消費者団体17団体	1 預託法改正に当たっては、以下の措置を講ずべきである。 (1) 販売預託商法を原則禁止とすることを前提として、①悪質な事業者の脱法行為を防止すべく、取引実態に着目した定義規定を設けるとともに、②金融商品取引法の集団投資スキームの定義との間にすぎ間が生じることがないように、両法律の適用範囲の明確化を図るべきである。 (2) 現行の預託法については、特定商品制の撤廃、勧誘規制の強化、広告規制の新設勧誘の際に告げた事項又は広告で表示した事項に係る合理的な根拠を示す資料の提出及び当該資料が提出されない場合の行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定の新設、業務禁止命令の導入を早急に行うべきである。また、これらの規定の実効性確保のために罰則を導入すべきである。さらに、被害救済の観点から民事規定を導入すべきである。 (3) 預託商法に関して、適格消費者団体による差止請求の規定を新設すべきである。 2 「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」に関する特定商取引法の改正課題について、いずれも賛同するところであり、早期の法改正を期待する。そのうえで、特に、特定適格消費者団体が訴えを提起した共通義務確認訴訟を対象として、消費者庁等が実施した行政処分の根拠資料等を特定適格消費者団体が証拠として用いることができるように提供することを可能とする規定を新設すべきである。 3 詐欺的な定期購入商法をなくすために、独立した実効性ある規制を設けることに賛成である。 4 いわゆる「送り付け商法」をなくすために、特定商取引法において、消費者の承諾なく商品を送付して対価を要求すること及びその商品に係る売買契約の諾否の回答又はその商品の返還を求めて消費者に連絡をとることを禁止すべきである。また、これに違反した行為に対し、行政処分や刑罰の対象とすること、並びに、期間経過を要件とせず、直ちに、事業者が商品の返還請求権を喪失すること並びに消費者の代金支払義務及び不当利得返還義務が存在しないことを特定商取引法上明記すべきである。
12月15日	消費者トラブル防止に関する要望書「キャンセルなんでも110番を実施して」	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)110番実行委員会	今年度の「NACSなんでも110番」では、ネット通販、スポーツクラブ、旅行、通信、結婚式場、新型コロナウイルス関連のキャンセルをテーマに相談を受け、苦情内容を集計・分析し、その背景にある問題点を精査する中で以下のような意見・提言を取りまとめた。本書面による意見・要望が消費者被害の未然防止並びに消費者政策に反映されることを期待する。 1. ①誇大広告や商品を優良誤認させる広告の禁止、②申込最終画面において定期購入であることが(別サイトに飛ぶことなく、スクロールしたりすることなく)確認できるサイトにすること(特定商取引法ガイドラインの改正)を求める。 2. デジタルプラットフォーム運営事業者が介在する消費者取引においてトラブル発生の際の介入を法的に義務付けることを求める。 3. 緊急時に修理を依頼する事業者の適正な修理料金の表示を求める。 「鍵の開錠サービス」「トイレの詰まり」「水漏れ」などの契約で事業者のHP記載の金額等と現地で修理する際に提示される見積金額が乖離しているケースが散見される。訪問販売であっても来訪要請であれば「特定商取引法26条」に該当するが、「来訪要請したか」「問い合わせか」の判断は難しいのが現状なので具体的な判断基準を通達などで示してもらいたい。 また、つけ込み型勧誘の規制の検討を要望する。 4. 副業に関して、業務提供誘引販売取引の規制強化を求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月15日	「預託法及び特商法の改正に関する会長声明」	神奈川県弁護士会 会長 剣持 京助	意見書の趣旨は、以下の3点である。 1. 預託商法に関する消費者被害の防止について 令和2年8月19日付で消費者庁が公表した預託法・特商法検討委員会報告書は、①販売を伴う預託等取引契約を原則禁止し、②顧客資産の受入れ・運用を行う場合は金商法等の法令の枠組みによるべきとしたことという点において、本会が二度にわたり発出してきた意見の方向性と違わないものと位置付けられ、高く評価できるものである。 この報告書の趣旨を十全なものとするため、改正預託法と金商法との間に隙間が生じないように法整備を行うとともに、違反行為を行った者に対して十分な抑止効果があるような罰則を設けるべきである。 2. 定期購入商法に関する消費者被害防止について 詐欺的な定期購入商法の被害防止の必要性は、コロナ禍の現下特に高まっている一方、現行の法規制は十分なものと言えない。 そこで、定期購入契約であるのに、定期購入契約ではないように誤認させる広告を禁止するとともに、広告及び申し込みの最終確認画面において契約条件を一体的に確認することを義務付けた上、違反した場合の契約解消の民事効を設け、さらに、解約妨害行為を禁止する規定を創設するべきである。 3. 送り付け商法に関する消費者被害防止について 正常な事業活動と言えない送り付け商法を禁止するとともに、現行の規制は不十分であるため、事業者に対し、送り付けた商品の返還や不当利得返還等の請求ができないことを明文化する措置を講ずるべき。
12月21日	不当景品類及び不当表示防止法上の課徴金制度の強化を求める意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 荒 中	1 不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という。)8条1項に規定する課徴金算定率を3%から10%に引き上げるべきである。 2 景表法8条1項ただし書後段に規定する課徴金納付命令の対象外となる売上額の基準を5000万円未満から3000万円未満に引き下げるべきである。 3 景表法8条1項の売上額を認定するに際し、課徴金対象行為に係る商品又は役務を取引単位により細分化して認定するのではなく、本質的部分の内容が同一である場合には一括して一つの商品又は役務として認定できるよう、政令及びガイドラインを改正すべきである。 4 景表法9条の自主報告制度に加え、消費者庁の調査開始前に自主報告を行った事業者が課徴金相当額の自主返金等の一定の対応を実施した場合には、措置命令及び課徴金納付命令を行わないこととする制度を導入すべきである。 5 景表法10条及び11条に規定する自主返金制度において、①多額の費用や労力を要しないように手続要件・実施要件の緩和を検討するとともに、②返金対象となる消費者の特定が困難なために直接返金の実施が不可能な場合には、代わりに課徴金相当額に充つるまでの額を国民生活センターに寄付することにより、課徴金納付命令を免除する制度(代替寄附制度)を導入すべきである。 6 前項の代替寄附制度によって形成される財源については、適格消費者団体による差止請求訴訟及び特定適格消費者団体による集団的消費者救済制度の手続の実行のために利用できる制度とすべきである。
12月21日	送り付け商法(ネガティブ・オプション)の全面的な禁止を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	国は、送り付け商法(ネガティブ・オプション)を禁止すべく、特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)59条1項について、以下のとおりの改正を行うべきである。 1 以下の(1)又は(2)に該当する行為を送り付け商法(ネガティブ・オプション)として禁止することを明記すべきである。 (1)販売業者が、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者(以下「申込者等」という。)以外の者に対し、承諾なく商品を送付して対価を要求すること及びその商品に係る売買契約の諾否の回答又はその商品の返還を求めて申込者等に連絡をとること。 (2)販売業者が、申込者等に対し、その売買契約に係る商品以外の商品を承諾なく送付して対価を要求すること及びその商品に係る売買契約の諾否の回答又はその商品の返還を求めて申込者等に連絡をとること。 2 前項の(1)又は(2)に該当する行為を、特商法に基づく行政処分の対象とすべきである。 3 販売業者が売買契約の申込みを受けておらずかつ売買契約を締結していない商品を送付した場合、商品の送付を受けた名宛人は、その商品を販売業者より贈与を受けたものとみなし、保管、使用、廃棄等を自由に選択できるものとし、対価の支払義務等一切の義務を負わないことを明記すべきである。ただし、当該送付が誤送付であって送り付け商法(ネガティブ・オプション)ではないことを販売業者が立証した場合は、販売業者は当該商品が現存している限度で、自らの費用負担において商品の返還を請求することができる旨を規定すべきである。
12月24日	特定商取引法上の書面交付の拙速な電子化に反対し、オンライン取引特有のトラブル予防のための規制強化の検討を求めます！	全国消費者行政ウォッチねっと	特定商取引法で規制が定められている取引類型は、もともとその類型特有の問題性ゆえに消費者トラブルが多発しており、消費者保護の必要性が特に高いことから、消費者被害の予防のため、事業者に対し書面交付等の厳しい義務を課しているものである。推進会議で示されたオンライン英会話の分野においても、消費者が契約期間の途中で解約を申し入れたにもかかわらず、契約期間全部の動画がアップしてあるサイトにアクセスできるパスワードを契約者に交付したことをもって「全部の役務を提供済みである」として、清算金を支払わないというトラブルが発生している。特定継続的役務提供に限らず、SNS等を通じた連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)や業務提供誘引販売などのオンライン取引においても、様々なトラブルが発生しており、とても規制を緩和できるような状況ではない。まずはこれらの分野におけるオンライン取引上のトラブルの実態を把握し、必要があればオンライン取引特有の被害防止策を講じるために規制を強化することを検討すべき。そもそも書面交付には、契約時に契約内容を正しく伝えるという伝達・確認機能だけでなく、トラブルの多い契約類型における契約の当否について、消費者に冷静に振り返る機会を与えるという警告機能があるはずである。また、後になって事業者と交渉の必要が生じた場合等の手掛かりになるという保存機能もある。こうした機能が電子交付によってきちんと担保できるのかどうか、前記会議ではまったく議論されていない。 このような消費者保護に重要な意味のある制度を、十分な議論も経ずに変更することには強い違和感を覚える。よって特定継続的役務提供についてはもちろん、連鎖販売取引や業務提供誘引販売などの取引類型も含めて、拙速な電子交付化を行うことに対し強く反対する。あわせて、オンライン取引特有のトラブルの予防のための規制強化について検討するよう求める。
12月28日	インターネット(スマートフォン利用を含む)でMNP手続および携帯電話の回線契約解除のいずれもできることを携帯電話事業者各社に義務づける法制度の整備を求める意見書【参考送付】	関東弁護士会連合会 理事長 伊藤 茂昭	国に、電気通信役務の提供に関する契約をした者すべてにつき、以下のいずれについても行える状態にすることを携帯電話各社に義務づける法制度を整備することを求める。 ・インターネットを利用してMNP予約番号発行手続および電気通信役務の提供に関する契約の解約手続を完結できるようにすること。 ・契約者がスマートフォンを使用する電気通信役務の提供に関する契約を締結している場合にはその契約者所有のスマートフォンを利用してMNP予約番号発行手続および解約手続を完結できるようにすること。
12月28日	特定商取引法の契約における書面交付の電子化についての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	特定商取引法は、消費者が望んでいないのに不意打ち的な勧誘により承諾を迫られる訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、契約書面の交付により消費者が冷静になって考え直す機会を与え、無理由・無条件で契約を解消できるクーリング・オフの権利を与えている。また、連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引は、取引に不慣れた消費者を儲け話で誘い込み、不利な契約を勧誘するトラブルが多発している。そして、英会話指導などの特定継続的役務提供は、実際に受けてみなければ判別できない不明確な継続的サービス提供を長期間かつ多数回まとめて契約させるため、説明と実際の内容が違うというトラブルが多発している。そのため、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、特定継続的役務提供の3つの取引類型については、契約書面の交付義務だけでなく、契約締結前の勧誘段階にも契約内容の重要事項を記載した概要書面を交付させ、消費者が契約内容を冷静に確認しながら契約締結の判断ができるように義務付けている。 このように概要書面や契約書面の交付義務が消費者保護のための重要な意味を持っていることを考えれば、事業者にとって取引が円滑化できるという理由で書面の電子化を認めることは、法律の趣旨を無視するものである。契約の内容の理解や確認に多少時間がかかったとしても、消費者が概要書面や契約書面を読み込み、冷静にしっかりと考える時間の確保は必要であり、特に継続的にサービスを受ける契約や儲け話に誘われて不要な商品を購入する契約には慎重さが必要である。 十分な論議がされていない現状での法改正は拙速であり、特定商取引法の法趣旨を損わないよう、規制の実効性や消費者保護の確保、電子書面の交付を認めた場合の弊害などについて、消費生活や法律の専門家などから広く実情や意見を聴き、公開の場で審議するなど慎重な検討を求める。

＜食品表示関係:6件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月6日	農産物における「朝どり」表示についての質問状	食の安全・監視市民委員会 食の安全・市民ホットライン 代表 神山 美智子	(1) 主婦連合会に消費者から「スーパーで売られている枝豆の表示で「朝どりゆで枝豆」という商品の原産国名がタイとなっている。紛らわしい表示である」などの問い合わせがあった。 (2) 当該事業者より、「朝どりゆで枝豆」に関する販売までの過程の説明と輸入車が証明した「朝採り」に関する証明書等の情報開示があった。 上記の活動において、下記のような疑問点が出た。これらの疑問点について回答願いたい。 1.消費者の手に届くのが早くても2カ月かかるものを「朝どり」と強調表示して販売するのは、景品表示法上の優良誤認に当たらないか。 2.早朝に収穫しても、その後、製造・冷凍・解凍したものを「朝どり」と呼んで差し支えないものか。
10月21日	精米表示に係る食品表示基準の一部改正案について	全国米穀販売事業共済協同組合 理事長 木村 良	今般、意見公募されている食品表示基準の一部改正案では、これまで三点セット表示することが許されなかった未検査米が、登録検査機関による産年、産地、品種の証明や品質確認を受けないまま、検査米と同じ三点セット表示できるとされている。 未検査米の三点セット表示が認められることによって、検査米も含め精米全体の表示や品質に対する信頼性が損なわれ、消費者の精米に対する評価の低下や米離れにつながることを懸念している。三点セット表示する未検査米が消費者から検査米と同等の信頼を確保できるよう、以下の事項を要望する。 1.表示の根拠資料が米の現物とセットで、生産者から販売業者まですべての流通段階で確実に伝達され、販売業者と同一期間、当該資料が保管されること。 2.三点セット表示されている精米を購入すれば、消費者が従来どおりの品質を期待できるよう、三点セット表示する未検査米は農産物検査と同等の品質確認を行うこと。 3.消費者をはじめ米流通にかかわるすべての関係者が、農産物検査と新たな食品表示基準について正しく理解できるように周知徹底を図ること。新たな未検査米の三点セット表示について重点的に監視・指導し、厳格に罰則を適用すること。 4.コロナ禍等から米の需給が緩和し価格も下落しており、令和3年7月以降も、近年にない相当量の前々年産、前年産の米が長期にわたり流通することが見込まれる特別な状況の下で、流通の混乱、価格の低下につながりかねない新基準の7月施行は延期すること。
10月26日	グレープフルーツ果汁表示に関する申し入れ書	食の安全・監視市民委員会 食の安全・市民ホットライン 代表 神山 美智子	市販のポカリスエットには、原材料として「果汁」と記載されていますが、この果汁がグレープフルーツであることが表示されていない。しかし、グレープフルーツは、高血圧治療薬のカルシウム拮抗剤や免疫抑制剤との間で相互作用があり、これらの薬を服用している患者にとっては避けるべきとされている。 ポカリスエットは果実の名称を表示しなくても良い飲料だが、低濃度であっても大量摂取が一般的な清涼飲料水の中に、グレープフルーツ果汁が含まれていることは、消費者（特にカルシウム拮抗剤・免疫抑制剤を服用している消費者）の健康を守るため、知る権利、選択の権利のため、警告の意味において広く知らせるべき事実である。韓国に輸出されているポカリスエットには、「グレープフルーツ濃縮果汁」と表示されている。 下記の点についての見解を回答されたい。 1.一括表示に「果汁(グレープフルーツ)」と記載し、消費者に情報提供すべきである。 2.同じ製品でも海外では「グレープフルーツ濃縮果汁」と記載されている。日本の消費者にも正しい情報を提供してほしい。 3.消費者の健康を守るために必要な表示や警告は、容器包装に記載すべきである。
11月11日	農産物における「朝どり」表示についての再質問状	食の安全・監視市民委員会 食の安全・市民ホットライン 代表 神山 美智子	現行食品表示基準に「朝どり」表示の基準がないと思われる現状で、朝どり表示の農産物が冷凍加工期間を経て約2か月後に販売されている事実について表示管轄行政機関はどう考えるのか。消費者への適切な説明こそ必要であり、当該「朝どり」農産物が、輸入品であり、冷凍加工期間2か月以上を経て店頭に並んだ農産物であるとき、そのことを表示管轄官庁はどう考えるのか。以下の点について回答願いたい。 1.「朝どり表示」は食品表示基準に規定がないという理解でよいか。もし、規定がないという現状であるなら、2か月以上の加工期間を経て店頭に並んでいる「朝どり」農産物が存在することについてどう思うか。 2.「朝どり表示」について、行政機関として今後どう対応するのか。 3.コロナ禍のもと、消費者庁は食品表示の弾力的運用を継続している。しかし、店頭でスマホで表示を確認する消費者はいない。コロナ禍での表示の適正化について、今後どのような対応を考えているか。
11月27日	農産物における「朝どり」表示についての再々質問状	食の安全・監視市民委員会 食の安全・市民ホットライン 代表 神山 美智子	改めて次の点について回答願いたい。 ・食品表示基準に農産物などの収穫時期の表示について規定がないとのことだが、新たに表示基準を作成すべきと考える。これにつき、どのような対応を考えているか。
12月2日	グレープフルーツ果汁表示に関する再度の申し入れ書	食の安全・監視市民委員会 代表 神山 美智子	ポカリスエットについて、韓国ではグレープフルーツ濃縮果汁と表示しながら、国内では単に果汁としか表示していないことが明らかであり、しかもグレープフルーツと薬物には相互作用があることも明らかになっている。 この点を踏まえ、消費者特に患者の知る権利を守る立場から、消費者委員会の意見を聴いて、改めて改善策をとられるよう希望する。 上記について、文書にて回答されたい。

＜消費者安全関係:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月9日	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のワクチンに関する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	ワクチンの導入は、政治的な目標によってではなく、科学的な評価を基礎に行われるべきであり、有効性と安全性が十分に確認されないまま拙速な対応がなされることは避けなければならない。考え方としては以下の1～4である。 1.ワクチンの有効性と安全性についての基本的な考え方 2.新型コロナウイルスワクチンの有効性と安全性についての基本的な考え方 3.新型コロナウイルスワクチンの承認審査等のあり方 4.自己決定権の保障

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月19日	「電力容量市場制度の見直しを求める要請書」 「LPガス無償配管・無償貸与等による料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書」(参考送付)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>「電力容量市場制度の見直しを求める要請書」(提出先:経済産業大臣、環境大臣)</p> <p>容量市場は、再生可能エネルギーの普及や電力自由化により、発電所への設備投資が抑制されるなどして将来の供給力が不足することの無いよう整備された制度とされている。将来(4年後)の供給力を取引するため、本年7月に2024年度の小売電気事業者に費用負担(容量拠出金)を求める初回オークションが実施された。9月14日に公表された結果では、約定総容量は1億6,769万kW、約定価格は14,137円/kWとなり、設定された上限価格とほぼ同額で約定価格となった。この結果は消費者にとって電気料金の値上げや利用サービスの変更につながりかねず、競争環境を創出しようとする電力自由化に逆行するばかりか、ひいては脱炭素・再生可能エネルギーの普及にも悪影響を及ぼす事態になりかねないと考え、 当会としては早急に約定価格結果の撤回と容量市場制度の再検討を要請する。 (理由) 1. 電気料金値上げにつながるおそれがあり、消費者にとっては負担増が懸念される。 2. 新電力事業者の事業継続が困難となり、消費者にとって電力会社及びサービス内容の変更を迫られるおそれがある。 3. 電力自由化に逆行するとともに、脱炭素社会の実現・再生可能エネルギーの普及に悪影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>「LPガス無償配管・無償貸与等による料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書」(提出先:経済産業省 資源エネルギー庁 資源燃料部 石油流通課)</p> <p>1. LPガス事業者と賃貸集合住宅オーナーとの無償配管・無償貸与の商慣行を是正すべきである。 2. LPガス料金の明細を明らかにすることを求める。 3. すべてのLPガス事業者に標準的メニューの公表を強く求める。</p>

<その他:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月27日	2020年PLオンブズ会議報告会提言	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>2020年に入って言い渡された判決(東京高等裁判所令和2年2月27日)では、PL法の趣旨をそのまま表し、消費者が主張立証すべき範囲を「社会通念に照らして欠陥の存在(当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること)を推認するに足りる諸事実が立証されていれば足り、必ずしも欠陥の部位・態様や技術的原因等の詳細まで立証を要するものではなく、また、因果関係の存在についても、必ずしも当該欠陥に起因する危険事象の発生に至る科学的機序等の詳細まで立証を要するものではないと解するのが相当である。」と明確にし、そのうえで証拠の当てはめ方を具体的に示した判断がなされた。 この判決は、広く裁判所の内外に周知され、後に続くPL事件の被害者の救済に活用される必要がある。 PL法25年節目の年に消費者の製品事故被害の減少と救済の徹底を希求して活動することを誓い、本報告集会の提言とする。</p>
10月29日	内閣総理大臣による日本学術会議の推薦委員の任命に抗議します	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	<p>内閣総理大臣が日本学術会議推薦の新規会員のうち6名を任命しなかったことに抗議し、理由の説明と速やかな任命を内閣総理大臣に求めた日本学術会議の要望書を強く支持します。 任命を拒否された6人はすべて人文・社会系であり、安保法制や共謀罪創設に反対を表明してきた者が含まれていることに鑑みれば、内閣総理大臣は、政府の政策に批判的な見解をもつ者の任命を拒否したと言わざるを得ず、その行為は、憲法が保障する「学問の自由」を侵害するものです。 政府が意にそぐわない見解、あるいは政府に批判的な見解を述べる個人や組織を排除したり、その力を弱めたりしようとするとき、自由と民主主義が損なわれ、人々の幸福が脅かされることは歴史的にみても明らかです。</p>
12月11日	高齢者における深刻な薬の外作用の問題解決のための要望書ポリファーマシー問題を中心に【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	<p>職能団体として、以下の対応をとり、高齢者にとってリスクが高く避けるべきとされている薬剤の処方やポリファーマシー(害のある多剤処方)解消のための組織的取り組みを強化することを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬剤師が薬の専門職としての責任を果たせるよう意識改革・啓発に取り組むこと</li> <li>2 薬の危険を管理する機能の強化を薬剤師の主要な課題として掲げ、STOPP-Jの活用を含めた事例の集約と交流などの実践を促進すること</li> <li>3 診療報酬上の技術料加算について、真に患者の安全を守るという観点からの技術評価を追求し、算定基準に対する改善要求をすること</li> <li>4 すべての薬剤師・薬局が、市民・患者の立場に立って専門職責任を果たすよう、副作用事例や薬害被害の実態から学ぶ研修を行うこと</li> <li>5 地域の医師らとの信頼関係の構築に積極的役割を果たすこと</li> </ol>
12月11日	被験薬のヒト初回投与試験における日本初の死亡事故(エーザイ・墨田病院事件)に関する要望書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	<p>エーザイ株式会社(以下、「エーザイ」)は、医療法人相生会の開設する墨田病院に依頼し、抗てんかん薬候補物質であるE2082(以下、「本件被験薬」)の国内第I相試験としてのヒト初回投与試験(以下、「本件治験」)を実施した。かかる本件治験に参加した20歳代の健康な日本人男性(以下、「本件被験者」)が、薬の投与完了から5日目である2019年6月25日に電柱から飛び降りて脳挫傷を負って死亡した(以下、「エーザイ・墨田病院事件」)。 以上の事件に対し以下を要望する。 1 国及びPMDAによる調査結果において、エーザイ及び墨田病院の対応には医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平9成年厚生省令第28号。以下、GCP省令)からの重大な逸脱は認められないとされた誤りを訂正すること 2 エーザイ・墨田病院事件から真の教訓を得るために、独立性・中立性・公正性の担保された再調査を実施し、本件被験者が死亡に至った根本原因の分析結果に基づき正しく総括すること</p>